



# 埼玉県報

第 3078 号  
平成 31 年(2019 年)  
2 月 8 日  
金曜日

## 目次

### 条例のあらまし

- 埼玉県職員の留学費用の償還に関する条例等の一部を改正する条例のあらまし（人事課）

### 条例

- 埼玉県職員の留学費用の償還に関する条例等の一部を改正する条例（人事課）

### 規則

- 埼玉県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則（青少年課）

### 告示

- 管理美容師資格認定講習会の指定（生活衛生課）
- 管理美容師資格認定講習会の指定（生活衛生課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 土砂災害特別警戒区域の指定（河川砂防課）
- 土砂災害警戒区域の解除（河川砂防課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 所沢都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 桶川都市計画事業坂田西特定土地区画整理事業の換地処分公告（市街地整備課）
- 埼玉県立循環器・呼吸器病センター医療情報システム更新業務委託に関する落札者等の公示（循環器・呼吸器病センター）
- 不在者投票を行うことができる施設の指定解除（選挙管理委員会）
- 不在者投票を行うことができる施設の指定（選挙管理委員会）

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県職員の留学費用の償還に関する条例等の一部を改正する条例（埼玉県条例第一号）（人事課）

### 一 趣旨

学校教育法の一部改正に伴い、規定の整備をするための改正

### 二 内容

学校教育法の一部改正に伴い、以下の条例中の同法の引用部分について規定を整備

- (一) 埼玉県職員の留学費用の償還に関する条例（平成十九年埼玉県条例第六号）
- (二) 職員の修学部分休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第九号）
- (三) 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第十号）

### 三 施行期日

平成三十一年四月一日

## 条 例

埼玉県職員の留学費用の償還に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年二月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第一号

埼玉県職員の留学費用の償還に関する条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第四百条第四項第二号」を「第四百条第七項第二号」に改める。

- 一 埼玉県職員の留学費用の償還に関する条例（平成十九年埼玉県条例第六号）第二条第二項
- 二 職員の修学部分休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第九号）第二条第二項第二号
- 三 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第十号）第四条第二号

### 附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

## 規則

埼玉県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年二月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第二号

埼玉県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県青少年健全育成条例施行規則（昭和五十八年埼玉県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

第九条を第十一条とし、第八条を第十条とする。

第七条第三項中「第五条第二項各号」を「第七条第二項各号」に改め、同条を第九条とし、第六条を第八条とし、第五条を第七条とし、第四条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（従業者名簿）

第六条 有害役務営業者は、当該有害役務営業に係る業務に従事する者が退職した日から起算して三年を経過する日まで、その者に係る条例第十七条の七の従業者名簿を備えておかなければならない。

2 条例第十七条の七に規定する規則で定める事項は、有害役務営業に係る業務に従事する者に係る次に掲げる事項とする。

一 氏名

二 生年月日

三 性別

四 住所

五 雇入れの年月日

六 従事する業務の内容

七 退職（死亡を含む。）をした年月日

第三条を第四条とし、第二条を第三条とする。

第一条中「埼玉県青少年健全育成条例（昭和五十八年埼玉県条例第二十八号。以下「条例」という。）」を「条例」に改め、同条を第二条とし、同条の前に次の一条を加える。

（性的好奇心をそそるおそれがある衣服等）

第一条 埼玉県青少年健全育成条例（昭和五十八年埼玉県条例第二十八号。以下「条例」という。）第三条第十二号ニ(1)に規定する規則で定める衣服は、水着又は下着とする。

2 条例第三条第十二号ニ(2)に規定する規則で定める衣服は、学校教育法（昭和二

十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校においてその児童又は生徒に着用を指定する制服又は運動服とする。

3 条例第三条第十二号ニ(3)に規定する規則で定める文字、数字その他の記号は、別表のとおりとする。

4 条例第三条第十二号ニ(3)に規定する規則で定める映像、写真又は絵は、第二項の制服若しくは運動服又はこれらを着用する人の姿態を表すものとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第一条関係)

JK、十五歳、十六歳、十七歳、十八歳、高一、高二、高三、高校一年生、高校二年生、高校三年生、こども、インターハイ、ジャージ、スクール、スクール水着、スク水、セーラー服、ティーン、テスト、ブルマ、ブレザー、ランドセル、乙女、女の子、開校、課外、学院、学園、学生、学生服、学年、学校、家庭科、教育実習生、教師、教室、現役、高校、高校生、校則、公立、黒板、在校生、児童、授業、授業料、出席表、出席簿、少女、女子校生、女子高生、私立、新学期、新入生、生徒、制服、先生、全日制、卒業、体育祭、体操着、体操服、担任、中学生、通学路、転校生、同級生、当校、登校、特待生、日直、入学、部員、部活、部活動、放課後、娘、優等生

備考 平仮名、片仮名、漢字、アラビア数字又はローマ字の表示又は当て字によつて呼称が同一となるものを含む。

様式第一号中「(第2条関係)」を「(第3条関係)」と、「あて先」を「宛先」に改める。

様式第二号中「(第2条関係)」を「(第3条関係)」に改める。

様式第三号及び様式第四号中「(第2条関係)」を「(第3条関係)」と、「あて先」を「宛先」に改める。

様式第五号中「(第4条関係)」を「(第5条関係)」に改める。

様式第六号中「(第9条関係)」を「(第11条関係)」に改め、同様式表中「質

「(5) 第21条の2第

(6) インターネット

問させる」を「質問させ、若しくは資料を提出させる」とし、

(7) 携帯電話インタ

(8) テレビゲーム機

る営業(風適法第

「(5) 店舗型有害

(6) 無店舗型有  
される第3条

- を利用することができる端末装置を公衆の利用に供する場所 の施設をいう
- 一 ネット事業者等の営業所、事務所その他の事業場 や (7) 第21条の  
、スロットマシンその他の遊技機を設置して客に遊技をさせ (8) インターネ  
2条第1項第4号に規定する営業を除く。) を行う場所 」 (9) 携帯電話イ  
(10) テレビゲー  
る営業 (風適

#### 役務営業の営業所

害役務営業の事務所、受付所又は待機所 (客の依頼を受けて派遣  
第12号イからハマまでに規定する役務を行う者を待機させるため  
。)

」 「第30条」

2 第1項各号に掲げる営業を行う場所

ットを利用することができる端末装置を公衆の利用に供する場所

ンターネット事業者等の営業所、事務所その他の事業場

ム機、スロットマシンその他の遊技機を設置して客に遊技をさせ

法第2条第1項第4号に規定する営業を除く。) を行う場所 」

や 「第29条の2」 び 「10万円以下」 や 「20万円以下」 び 「(4) 第26条

」 「(2) 第26条第1

条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、又は忌避した者」 や の規定による質  
項の規定による

項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項 び否る。

問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同

#### 処罰

資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出した者」

ハの限らざ、五箇三十一廿四日一ロから施行す。

## 告 示

### 埼玉県告示第四百四号

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の四第二項の規定により、  
管理理容師資格認定講習会として次のとおり指定した。

平成三十一年二月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 講習会の主催者

東京都江東区有明三丁目七番二十六号

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

#### 二 講習日程及び講習会場

イ 平成三十一年五月二十一日から五月二十八日までの間のうち三日間

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター

ロ 平成三十一年十月二十八日から十一月十一日までの間のうち三日間

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター

ハ 平成三十一年十一月十八日から十一月二十五日までの間のうち三日間

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター

#### 三 受講料

一万六千円

## 告 示

### 埼玉県告示第百五号

美容師法（昭和三十二年法律第六十三号）第十二条の三第二項の規定により、  
管理美容師資格認定講習会として次のとおり指定した。

平成三十一年二月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 講習会の主催者

東京都江東区有明三丁目七番二十六号

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

#### 二 講習日程及び講習会場

イ 平成三十一年五月二十一日から五月二十八日までの間のうち三日間

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター

ロ 平成三十一年十月二十八日から十一月十一日までの間のうち三日間

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター

ハ 平成三十一年十一月十八日から十一月二十五日までの間のうち三日間

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター

#### 三 受講料

一万六千円



# 告 示

## 埼玉県告示第百六号

測量計画機関である川口市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年二月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

川口市

### 二 作業種類

公共測量（三級基準点測量一点、大字新井宿地区）

### 三 作業地域

川口市大字新井宿地内

### 四 作業期間

平成三十一年二月一日から平成三十一年三月三十一日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第百七号

測量計画機関である吉川市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年二月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

吉川市

### 二 作業種類

公共測量（三級基準点測量）

### 三 作業地域

吉川市八子新田地内

### 四 作業期間

平成三十一年二月一日から平成三十一年三月十五日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第百八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成三十一年二月八日

埼玉県知事 上田清司

土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
定峰1・3	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
定峰3・4	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
定峰6	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
定峰5	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
定峰8	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所

栃谷入沢1	栃谷中郷1	定峰	定峰10・3	定峰10・1	定峰11・3	定峰11・2	
平面図等を埼玉県	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
平面図等を埼玉県	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。

栃谷入沢 2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
栃谷下郷 3	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
栃谷下郷 4	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
栃谷下郷 5	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
栃谷下郷 2 - 1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
栃谷下郷 2 - 2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。



大棚 8 ・ 2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
深田	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
大棚 1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
大棚 3	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
大棚 4	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
大棚 2 ・ 1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
大棚 2 ・ 2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。







	秩父県土整備事務 所及び横瀬町役場 に備え置いて縦覧 に供する。		秩父県土整備事務 所及び横瀬町役場 に備え置いて縦覧 に供する。
井戸ノ入沢	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び横瀬町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	土石流	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び横瀬町役場 に備え置いて縦覧 に供する。
兵ノ沢	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び横瀬町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	土石流	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び横瀬町役場 に備え置いて縦覧 に供する。
田坂入沢	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び横瀬町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	土石流	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び横瀬町役場 に備え置いて縦覧 に供する。
北ノ入沢	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び横瀬町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	土石流	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び横瀬町役場 に備え置いて縦覧 に供する。
焼山沢	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び横瀬町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	土石流	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び横瀬町役場 に備え置いて縦覧 に供する。
処花沢	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び横瀬町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	土石流	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び横瀬町役場 に備え置いて縦覧 に供する。

字殿谷戸	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。
字川地1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。
字川地2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。
字大畑1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。
字大畑2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。
字花木平	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。
字赤谷1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。

	字赤谷3								
	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。								に供する。
	字赤谷4								
	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。								
	字田坂1								
	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。								
	字漆ヶ崎1								
	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。								
	字田坂2								
	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。								
	字中道								
	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。								
	字漆ヶ崎2								
	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に供する。								
	急傾斜地の崩壊								
	急傾斜地の崩壊								
	急傾斜地の崩壊								
	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。								
	急傾斜地の崩壊								
	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。								
	急傾斜地の崩壊								
	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に供する。								



字切通2	所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。
字高畑・大グルミ	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。
字川戸入	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。
字芳渡り1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。
字葛岩向1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。
字葛岩向2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。
字ヨシガ平2	平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県

	字高畑
<p>秩父県土整備事務 所及び横瀬町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>秩父県土整備事務 所及び横瀬町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>
	急傾斜地の崩壊
<p>秩父県土整備事務 所及び横瀬町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>秩父県土整備事務 所及び横瀬町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>

# 告 示

## 埼玉県告示第百九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成二十七年埼玉県告示第二千六百八十一号）のうち、次の区域指定を解除する。

平成三十一年二月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

土砂災害警戒区域の名称	土砂災害警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
八幡神社―1	平面図等を埼玉県川越県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊



# 告 示

## 埼玉県告示第百十号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

平成三十一年二月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 許可番号

第二〇一八―一―〇号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県鴻巣市原馬室字上曾部百十四番一の一部 外

### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 八百二十八・五立方メートル

## 告 示

### 埼玉県告示第百十一号

所沢市から所沢都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十一年二月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第百十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により桶川市坂田西特定土地区画整理組合から桶川都市計画事業坂田西特定土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により公告する。

平成三十一年二月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

## 埼玉県病院事業告示第二号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十一年二月八日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

- 1 購入等件名及び数量  
埼玉県立循環器・呼吸器病センター医療情報システム更新業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県立循環器・呼吸器病センター事務局業務部医事・経営担当  
埼玉県熊谷市板井1696番地
- 3 落札者を決定した日  
平成31年1月22日
- 4 落札者の氏名及び住所  
日本電気株式会社 関東甲信越支社  
埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-17
- 5 落札金額  
710,640,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成30年11月26日

# 告 示

## 埼玉県選管告示第七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる次の施設につき、その指定を解除した。

平成三十一年二月八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
病院	一般社団法人巨樹の会 新久喜総合病院	埼玉県久喜市上早見 四百十八番地一
病院	医療法人社団明日佳 埼玉あすか松伏病院	埼玉県北葛飾郡松伏町松葉一丁目 五番地七

# 告 示

## 埼玉県選管告示第八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成三十一年二月八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
病院	医療法人社団埼玉巨樹の会 新久喜総合病院	埼玉県久喜市上早見 四百十八番地一
病院	医療法人社団明日佳 埼玉あすか松伏病院	埼玉県北葛飾郡松伏町松伏 千二百六十三番地五